



特定有害物質の使用、排出等の状況

業 種 及 び 主 要 製 品	給油取扱所であり、ガソリン等の販売
特 定 有 害 物 質 の 種 類、使 用 目 的、 使 用 形 態 等	・ベンゼン（ガソリン成分） ・鉛（ガソリン成分） ・ほう素（ブレーキオイル成分）
特 定 有 害 物 質 の 使 用 状 況	ベンゼン（総量不明） 使用期間：昭和38年～令和5年 鉛（総量不明） 使用期間：昭和38年～昭和61年 ほう素（総量不明） 使用期間：開始時期は不明～令和5年 使用期間 上記による
特 定 有 害 物 質 の 排 出 状 況	① ガソリンの販売を行っていた。 ② ブレーキオイルの交換はピット室内で行い、残オイル等はピット室内の廃油受けから油配管を通して廃油タンクに貯留していた。 ③ 廃油は定期的に処分業者に委託して処分していた。
特 定 有 害 物 質 の 使 用 場 所 等	△別紙（ 1 ）のとおり
地 下 施 設 の 有 無 及 び 概 要	有 地下タンク：ハイオク9KL、レギュラー30KL、軽油10KL、灯油10KL、廃油1KL
地表の高さの変更及び 地 質 に 係 る 情 報	無
土 壌 汚 染 対 策 法 又 は 条 例 に 基 づ く 調 査 及 び 措 置 の 履 歴	無
既 往 調 査 及 び 措 置 に 関 す る 情 報	無
そ の 他 特 記 事 項	—

- 備考 1 別紙が2枚以上となる場合は、それぞれに番号を付けること。
- 2 △印の欄には、報告書に添付する各別紙に一連番号をつけた上、該当する別紙の番号を記入すること。
- 3 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。

1 調査概要

1.1 事業場の名称

八王子SS

1.2 事業場の所在地

住居表示：東京都八王子市大和田町 5 丁目 2-1

地番表示：東京都八王子市大和田町五丁目 6 番 1、6 番 5

(所在地は図 1 参照)

1.3 用途地域

準工業地域、近隣商業地域

1.4 事業場の面積(m²)

対象面積：638.2 m²(CAD図より)

1.5 調査目的

東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」環境確保条例第 116 条に基づく工場の廃止・除却時について、東京都土壌汚染対策指針(平成 31 年東京都告示第 394 号)に基づき土壌の汚染状況調査を実施した。

1.6 指定調査機関等

- ・土壌汚染状況調査を行った指定調査機関

グリーンサーチ(株)

指定調査機関番号：2003-3-2078

所在地：東京都中央区日本橋兜町 19-8 八重洲KHビル 3 階

電話番号：03-3808-5670

技術管理者：[REDACTED]

- ・土壌ガス測定を行った機関

(株) ナウス

所在地：東京都板橋区成増 4 丁目 3-1-103

- ・土壌分析を行った機関

名 称：グリーンサーチ(株)

登録番号：埼玉県 第 597 号

住 所：〒331-0052 埼玉県さいたま市西区三橋 6 丁目 70

事業区分：濃度

計量管理者：[REDACTED]

1.7 調査期間

令和 5 年 10 月 10 日：土壌ガス調査

令和 5 年 10 月 10 日、11 日 令和 6 年 3 月 21 日、22 日：土壌調査

2 特定有害物質の使用履歴

八王子SS（給油取扱所）では、昭和38年から令和5年までガソリンを含む石油製品を販売し、令和5年から6年は販売を取りやめていた。また令和5年から6年はブレーキオイルの取り扱いもやめていた。ガソリンにはベンゼンが含まれており、有鉛ガソリンを取り扱っていた時期とも重なるため、鉛も含まれる。また開始時期は不明であるものの、ピット室においてほう素を含むブレーキオイルの交換を行っていた。

よって対象地は、第一種特定有害物質のベンゼン、第二種特定有害物質の鉛及びその化合物（以下、鉛と記載）、ほう素及びその化合物（以下、ほう素と記載）による土壌汚染のおそれがあると判断する。また、聴取りや提供資料から確認した結果、他の特定有害物質による土壌汚染のおそれはないと判断する。

3 調査対象物質の選定

「2 特定有害物質の使用履歴」の結果により、次の物質を調査対象物質として選定した。

- ・第一種特定有害物質：ベンゼン
- ・第二種特定有害物質：鉛、ほう素

4 単位区画・調査位置の設定・調査内容

対象地の最北端（真北）を起点として、東西方向及び南北方向に10m間隔で引いた線を右回りに35°回転させて単位区画を設定したところ、単位区画は8区画となった。

区画一覧表を表4.1に示す。

表4.1 区画一覧表

	単位区画	統合した区画	面積（㎡）
1	B2-1	—	100.0
2	B2-2	—	100.0
3	B2-3	A2-1	97.7
4	B2-4	C2-6	64.2
5	B2-5	—	100.0
6	B2-6	B2-9	62.3
7	B2-8	B2-7	60.9
8	C2-3	—	53.1
	合 計		638.2

4.1 ベンゼン

「2 特定有害物質の使用履歴」の結果および給油所施設の配置状況から、対象地における「ベンゼン」による土壌汚染のおそれの区分は、東京都土壌汚染対策指針に基づき、対象地を第一調査区分地とした。

調査位置は、単位区画内に汚染の生じるおそれがある施設、地下埋設物探査結果を考慮し配点した。調査位置の設定根拠を表 4.2 に、単位区画、調査位置および調査内容を図 4.1 に示す。

表 4.2 調査位置の設定根拠一覧表

	調査地点	調査位置
1	B2-1①	配管の近傍
2	B2-1②	旧配管、配管および計量機の近傍
3	B2-2①	配管の近傍
4	B2-3	対象区画のうちピット室内の中心付近
5	B2-4①	配管の近傍
6	B2-4②	配管の近傍
7	B2-5①	旧配管、配管および地下タンクの近傍
8	B2-5②	配管および地下タンクの近傍
9	B2-6①	配管および地下タンクの近傍
10	B2-8①	配管および地下タンクの近傍
11	B2-8②	配管および地下タンクの近傍
12	C2-3	配管および地下タンクの近傍

4.2 鉛、ほう素

「2 特定有害物質の使用履歴」の結果および給油所施設の配置状況から、対象地における「鉛」「ほう素」による土壌汚染のおそれの区分は、東京都土壌汚染対策指針に基づき、以下のとおりとした。

4.2.1 鉛

対象地を第一調査区分地とした。

調査位置は、単位区画内に汚染の生じるおそれのある施設、地下埋設物探査結果を考慮し配点した。

4.2.2 ほう素

対象地のうち、特定有害物質を保管および使用していた作業エリアを第一調査区分地、左記以外のエリアを第二調査区分地とした。

調査位置は、単位区画内に汚染の生じるおそれのある施設、地下埋設物探査結果を考慮し配点した。

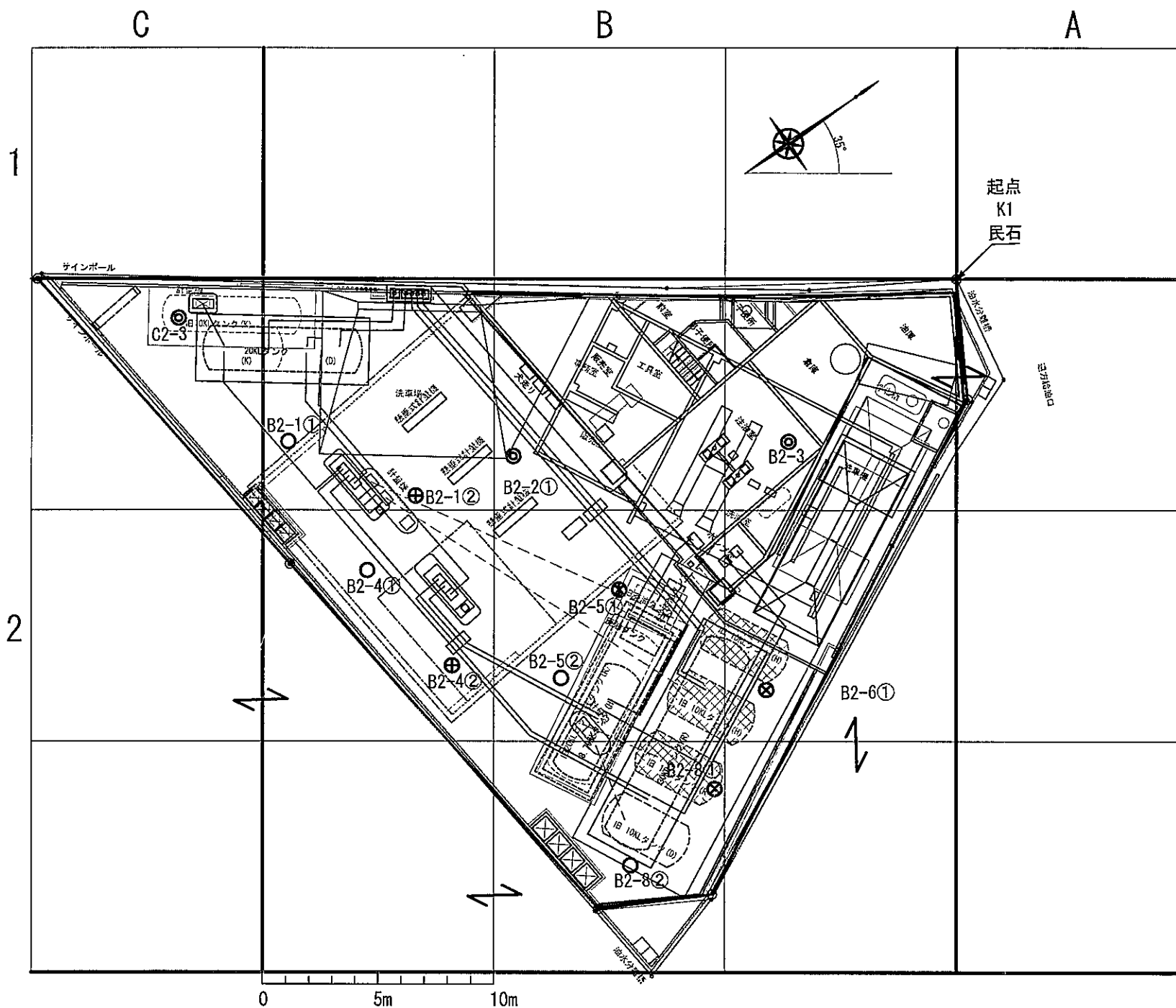
鉛およびほう素の調査位置の設定根拠を表 4.3 および表 4.4 に、単位区画、調査位置および調査内容を図 4.1、図 4.2 に示す。

表 4.3 調査位置の設定根拠一覧表(鉛)

	調査地点	調査位置
1	B2-1②	旧配管の近傍
2	B2-2①	区画内のうち埋設物のない中心付近
3	B2-3	ピット室内の区画の中心付近
4	B2-4②	旧配管の近傍
5	B2-5①	旧配管および旧地下タンクの近傍
6	B2-6①	旧配管および旧地下タンクの近傍
7	B2-8①	旧配管および旧地下タンクの近傍
8	C2-3	対象範囲の中心付近

表 4.4 調査位置の設定根拠一覧表(ほう素)

	調査地点	調査位置
1	B2-1③	区画の中心付近
2	B2-2②	対象範囲内の区画の中心付近
3	B2-3	対象範囲内の区画の中心付近
4	B2-4③	区画の中心付近
5	B2-5①	旧配管および廃油タンクの近傍
6	B2-6②	配管の近傍
7	B2-8②	区画の中心付近
8	C2-3	対象範囲の中心付近



【第1次土壌調査】

- [土壌ガス調査] (GC/PID方式)
12地点・・B2-1① B2-1② B2-2① B2-3 B2-4① B2-4②
B2-5① B2-5② B2-6① B2-8① B2-8② C2-3
・ガス測定項目：ベンゼン
・ガス採取深度：表層から0.8～1.0m付近
- [土壌調査(鉛の汚染のおそれがある地下埋設物が無い区画)]
3地点・・B2-2① B2-3 C2-3
・分析項目：鉛(溶出量、含有量)
・採取深度：0.0～0.05mおよび0.05～0.5mを均等混合
- ＋ [土壌調査(旧配管考慮区画)]
2地点・・B2-1② B2-4②
・分析項目：鉛(溶出量、含有量)
・採取深度：0.0～0.05mおよび0.05～0.5mを均等混合
0.15～0.65m
- × [土壌調査(旧配管、旧10KLタンク、旧20KLタンク、8.79KLタンク考慮区画)]
2地点・・B2-6① B2-8①
・分析項目：鉛(溶出量、含有量)
・採取深度：0.0～0.05mおよび0.05～0.5mを均等混合
0.15～0.65m 3.4～3.9m
- ＊ [土壌調査(旧配管、旧1廃油タンク、旧2廃油タンク、旧10KLタンク、旧20KLタンク、8.79KLタンク考慮区画)]
1地点・・B2-5①
・分析項目：鉛(溶出量、含有量)
・採取深度：0.0～0.05mおよび0.05～0.5mを均等混合
0.15～0.65m 2.6～3.1m 3.4～3.9m

30m格子での各区画番号

1	2	3
4	5	6
7	8	9

給油所面積：638.2㎡(CAD図より)

SS設置許可年月日：1962年10月16日

SS改造年：1989年 2001年

—— 油配管(1989年又は2001年設置)

--- 旧油配管(1962年設置)

--- 旧油配管(鉛対象、1962年設置)

鉛の汚染のおそれがある地下タンク

測量成果による敷地境界、タンク等の位置

B2-1①：調査地点番号 12地点

統合した単位区画

※標準断面図使用：配管、旧配管、廃油タンク、旧1廃油タンク、旧2廃油タンク
旧10KLタンク、旧20KLタンク、8.79KLタンク

※断面図使用：20KLタンク、30KLタンク

※配管、旧配管底面直下の深度：0.15m

※旧1廃油タンク、旧2廃油タンク、廃油タンク底面直下の深度：2.6m

※旧10KLタンク、旧20KLタンク底面直下の深度：3.4m

※8.79KLタンク底面直下の深度：3.4m

※20KLタンク、30KLタンク底面直下の深度：3.5m

※旧10KLタンク：1962年設置(鉛対象)

※旧廃油タンク、旧20KLタンク：1989年設置

※廃油タンク、8.79KLタンク、20KLタンク、30KLタンク：2001年設置

※ 地下タンクの油種

R：レギュラーガソリン

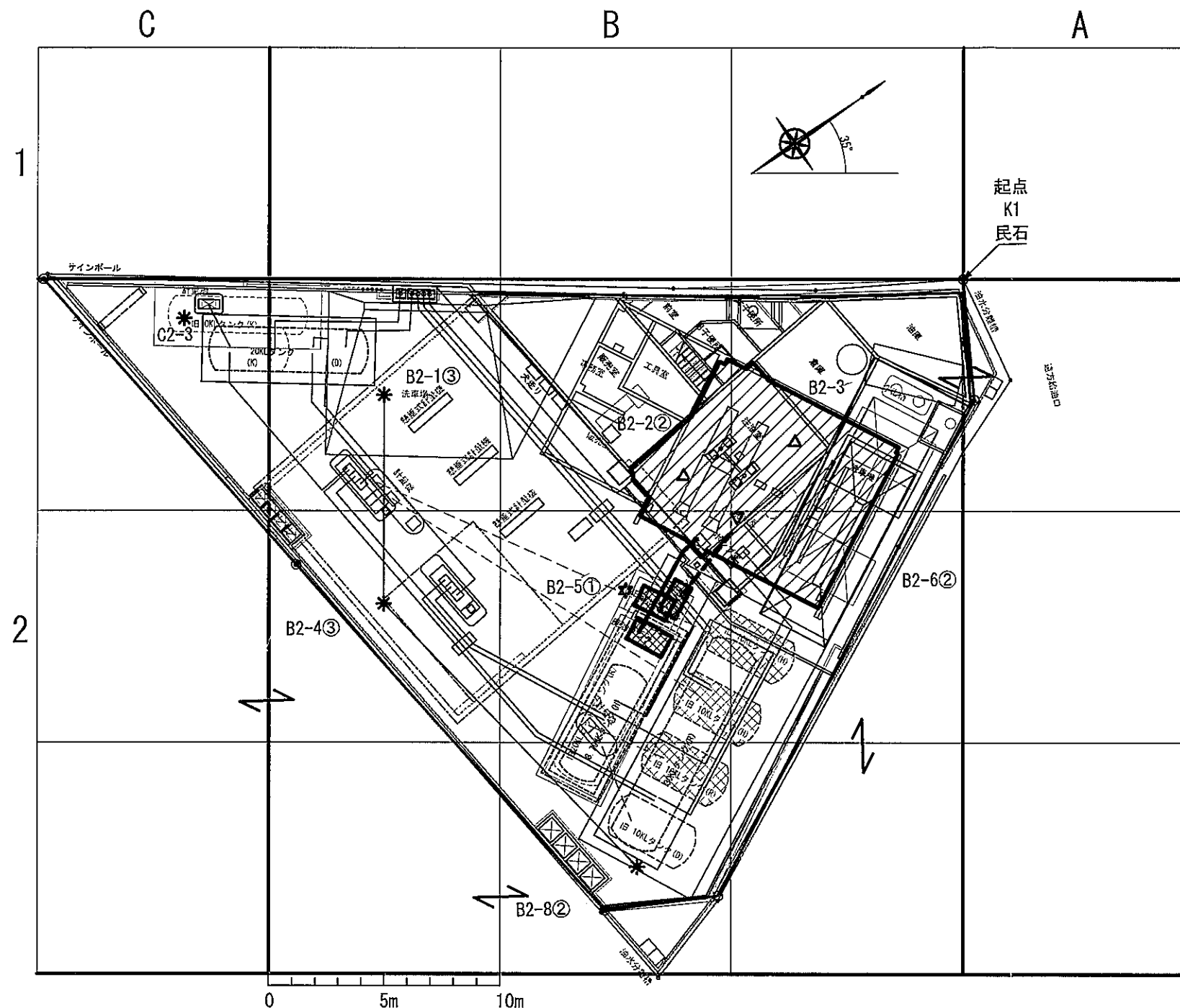
H：ハイオクガソリン

D：軽油

K：灯油

名 称 ENEOS株式会社 八王子SS跡地 第1次土壌調査

図面名称 図4.1 調査位置図(ベンゼン・鉛)



- ほう素の汚染のおそれが多い(第一調査区分地の)範囲(地表面)
- ※ 上記以外はほう素の汚染のおそれが少ない(第二調査区分地の)範囲
- ほう素の汚染のおそれが多い(第一調査区分地の)範囲(配管)
- ほう素の汚染のおそれが多い(第一調査区分地の)範囲(廃油タンク)

【第1次土壌調査】

- ※ [土壌調査(汚染のおそれが少ない30m格子の区画)]
 - 3地点・・・B2格子(B2-1③, B2-4③, B2-8②)を均等混合
 - 1地点・・・C2格子(C2-3)
 - ・分析項目：ほう素(溶出量、含有量)
 - ・採取深度：0.0～0.05mおよび0.05～0.5mを均等混合
- △ [土壌調査(埋設設備がない区画)]
 - 2地点・・・B2-2② B2-3
 - ・分析項目：ほう素(溶出量、含有量)
 - ・採取深度：0.0～0.05mおよび0.05～0.5mを均等混合
- ▽ [土壌調査(配管考慮区画)]
 - 1地点・・・B2-6②
 - ・分析項目：ほう素(溶出量、含有量)
 - ・採取深度：0.0～0.05mおよび0.05～0.5mを均等混合
0.15～0.65m
- ★ [土壌調査(旧配管、配管、廃油タンク、旧1廃油タンク、旧2廃油タンク考慮区画)]
 - 1地点・・・B2-5①
 - ・分析項目：ほう素(溶出量、含有量)
 - ・採取深度：0.0～0.05mおよび0.05～0.5mを均等混合
0.15～0.65m 2.6～3.1m

30m格子での各区画番号

1	2	3
4	5	6
7	8	9

給油所面積：638.2㎡(CAD図より)

SS設置許可年月日：1962年10月16日

SS改造年：1989年 2001年

—— 油配管(1989年又は2001年設置)

--- 旧油配管(1962年設置)

--- 旧油配管(鉛対象、1962年設置)

鉛の汚染のおそれがある地下タンク

測量成果による敷地境界、タンク等の位置

B2-1①：調査地点番号 8地点

↔：統合した単位区画

※標準断面図使用：配管、旧配管、廃油タンク、旧1廃油タンク、旧2廃油タンク
旧10KLタンク、旧20KLタンク、8.79KLタンク

※断面図使用：20KLタンク、30KLタンク

※配管、旧配管底面直下の深度：0.15m

※旧1廃油タンク、旧2廃油タンク、廃油タンク底面直下の深度：2.6m

※旧10KLタンク、旧20KLタンク底面直下の深度：3.4m

※8.79KLタンク底面直下の深度：3.4m

※20KLタンク、30KLタンク底面直下の深度：3.5m

※旧10KLタンク：1962年設置(鉛対象)

※旧廃油タンク、旧20KLタンク：1989年設置

※廃油タンク、8.79KLタンク、20KLタンク、30KLタンク：2001年設置

※ 地下タンクの油種

R：レギュラーガソリン

H：ハイオクガソリン

D：軽油

K：灯油

名 称 八王子SS 土壌汚染状況調査
図面名称 図4.2 調査位置図(ほう素)

5 調査方法

試料採取方法および測定方法は次の方法で実施した。

【ベンゼン】

調査方法 : 土壌ガス調査
調査地点 : 12 地点
採取方法 : 東京都土壌汚染対策指針、並びに土壌汚染対策法施行規則第 6 条第 2 項に基づき実施した。
測定方法 : 平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 16 号で定める方法
測定は採取後に現地にて 24 時間以内に実施
定量下限値 : 0.05volppm
採取深度 : 地表から 0.8～1.0m

【鉛、ほう素】

調査方法 : 土壌調査
調査地点 : 8 地点
採取方法 : 東京都土壌汚染対策指針、並びに土壌汚染対策法施行規則第 6 条第 3 項および第 4 項に基づき実施した。
測定方法 : 平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 18 号および第 19 号で定める方法
採取深度 : 地表から 0.05m および 0.05 から 0.5m
汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ 0.5m まで

6 調査結果

【ベンゼン】

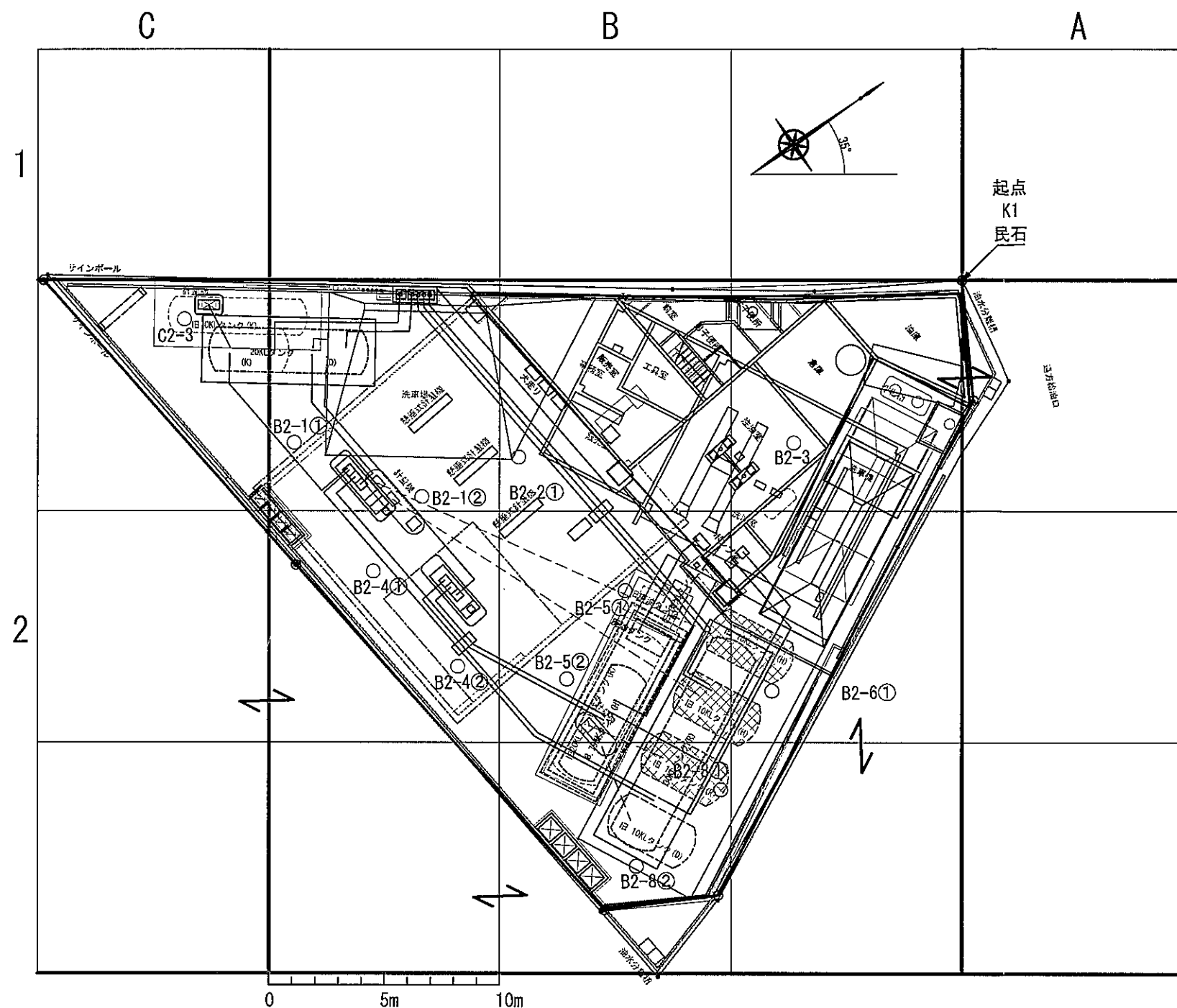
土壌ガス測定の結果、「ベンゼン」は 12 地点全てで不検出であった。
調査結果を図 6.1 に示す。

【鉛】

土壌分析の結果、「鉛」は 8 地点全てで基準に適合した。
調査結果を図 6.2 に示す。

【ほう素】

土壌分析の結果、「ほう素」は 2 格子 4 地点の全てで基準に適合した。
調査結果を図 6.3 に示す。



B2-1① : 調査地点番号 12地点

↗ : 統合した単位区画

※標準断面図使用 : 配管, 旧配管, 廃油タンク, 旧1廃油タンク, 旧2廃油タンク
旧10KLタンク, 旧20KLタンク, 8.79KLタンク

※断面図使用 : 20KLタンク, 30KLタンク

※配管, 旧配管底面直下の深度 : 0.15m

※旧1廃油タンク, 旧2廃油タンク, 廃油タンク底面直下の深度 : 2.6m

※旧10KLタンク, 旧20KLタンク底面直下の深度 : 3.4m

※8.79KLタンク底面直下の深度 : 3.4m

※20KLタンク, 30KLタンク底面直下の深度 : 3.5m

※旧10KLタンク : 1962年設置 (鉛対象)

※旧廃油タンク, 旧20KLタンク : 1989年設置

※廃油タンク, 8.79KLタンク, 20KLタンク, 30KLタンク : 2001年設置

※ 地下タンクの油種

R : レギュラーガソリン

H : ハイオクガソリン

D : 軽油

K : 灯油

○ 土壌ガス(ベンゼン)が検出されなかった地点

● 土壌ガス(ベンゼン)が検出された地点

調査地点	土壌ガス
	ベンゼン
B2-1①	不検出
B2-1②	不検出
B2-2①	不検出
B2-3	不検出
B2-4①	不検出
B2-4②	不検出
B2-5①	不検出
B2-5②	不検出
B2-6①	不検出
B2-8①	不検出
B2-8②	不検出
C2-3	不検出
不検出 : 定量下限値未満 (ベンゼン 0.05 volppm)	

30m格子での各区画番号

1	2	3
4	5	6
7	8	9

給油所面積 : 638.2㎡ (CAD図より)

SS設置許可年月日 : 1962年10月16日

SS改造年 : 1989年 2001年

—— 油配管 (1989年又は2001年設置)

--- 旧油配管 (1962年設置)

--- 旧油配管 (鉛対象, 1962年設置)

▨ 鉛の汚染のおそれがある地下タンク

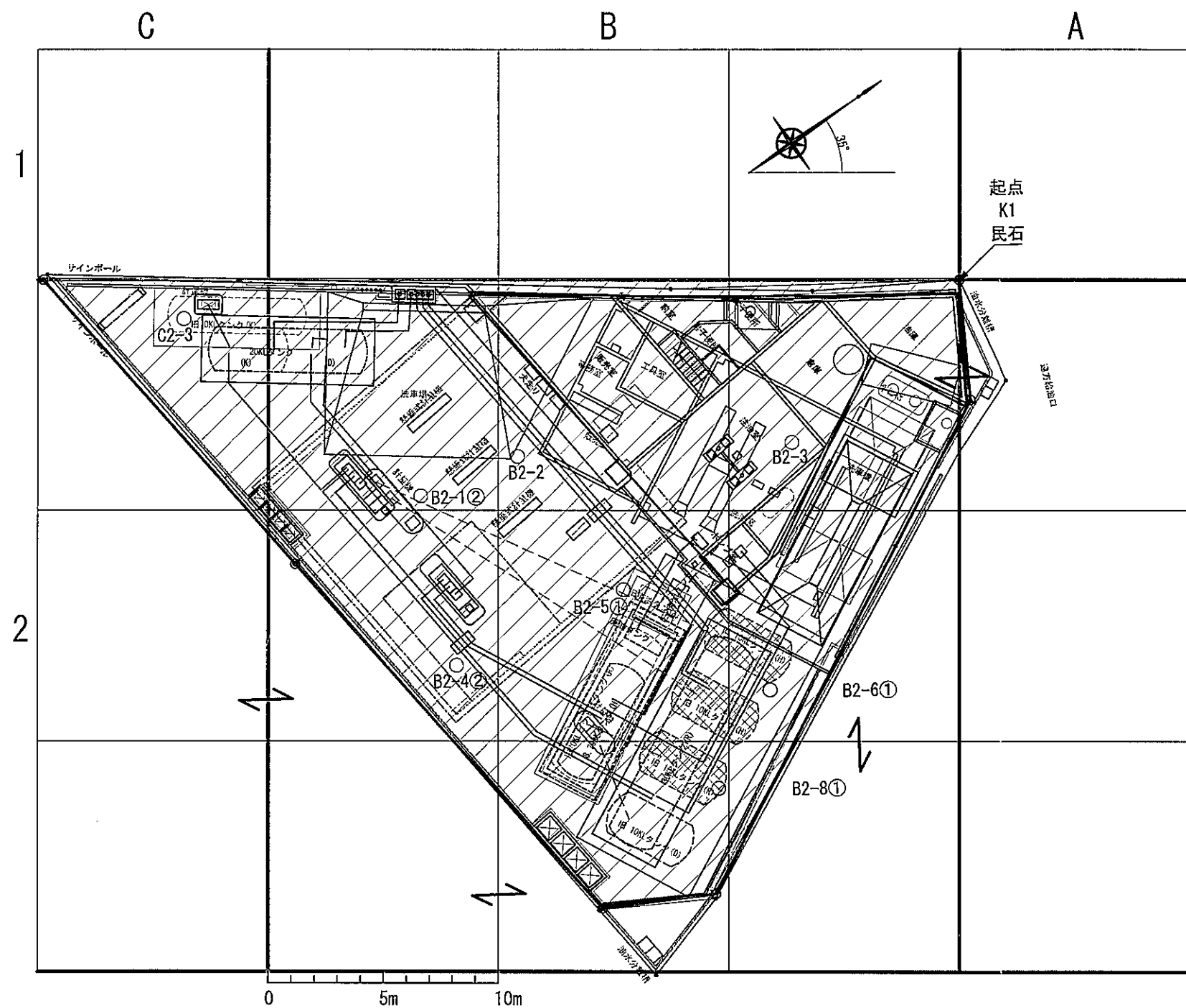
□ 測量成果による敷地境界、タンク等の位置

名 称

八王子SS 土壌汚染状況調査

図面名称

図6.1 土壌ガス測定結果図 (ベンゼン)



B2-1① : 調査地点番号 12地点

→ : 統合した単位区画

※標準断面図使用 : 配管, 旧配管, 廃油タンク, 旧1廃油タンク, 旧2廃油タンク
旧10KLタンク, 旧20KLタンク, 8.79KLタンク

※断面図使用 : 20KLタンク, 30KLタンク

※配管, 旧配管底面直下の深度 : 0.15m

※旧1廃油タンク, 旧2廃油タンク, 廃油タンク底面直下の深度 : 2.6m

※旧10KLタンク, 旧20KLタンク底面直下の深度 : 3.4m

※8.79KLタンク底面直下の深度 : 3.4m

※20KLタンク, 30KLタンク底面直下の深度 : 3.5m

※旧10KLタンク : 1962年設置 (鉛対象)

※旧廃油タンク, 旧20KLタンク : 1989年設置

※廃油タンク, 8.79KLタンク, 20KLタンク, 30KLタンク : 2001年設置

- ※ 地下タンクの油種
R : レギュラーガソリン
H : ハイオクガソリン
D : 軽油
K : 灯油

- 土壤基準適合区画
土壤基準不適合区画

試料名			土壌	
			鉛溶出量	鉛含有量
調査地点	種別	調査深度	(mg/L)	(mg/kg)
B2-1②	土壌	0-0.05m, 0.05-0.5m	< 0.001	15
		0.15-0.65m	< 0.001	33
B2-2①	土壌	0-0.05m, 0.05-0.5m	< 0.001	23
B2-3	土壌	0-0.05m, 0.05-0.5m	< 0.001	33
B2-4②	土壌	0-0.05m, 0.05-0.5m	< 0.001	15
		0.15-0.65m	< 0.001	12
B2-5①	土壌	0-0.05m, 0.05-0.5m	< 0.001	25
		0.15-0.65m	< 0.001	11
		2.6-3.1m	< 0.001	26
		3.4-3.9m	< 0.001	22
B2-6①	土壌	0-0.05m, 0.05-0.5m	< 0.001	14
		0.15-0.65m	< 0.001	14
		3.4-3.9m	< 0.001	14
B2-8①	土壌	0-0.05m, 0.05-0.5m	< 0.001	23
		0.15-0.65m	< 0.001	22
		3.4-3.9m	< 0.001	< 10
C2-3	土壌	0-0.05m, 0.05-0.5m	< 0.001	10
基準値			0.01以下	150以下

30m格子での各区画番号

1	2	3
4	5	6
7	8	9

給油所面積 : 638.2㎡ (CAD図より)

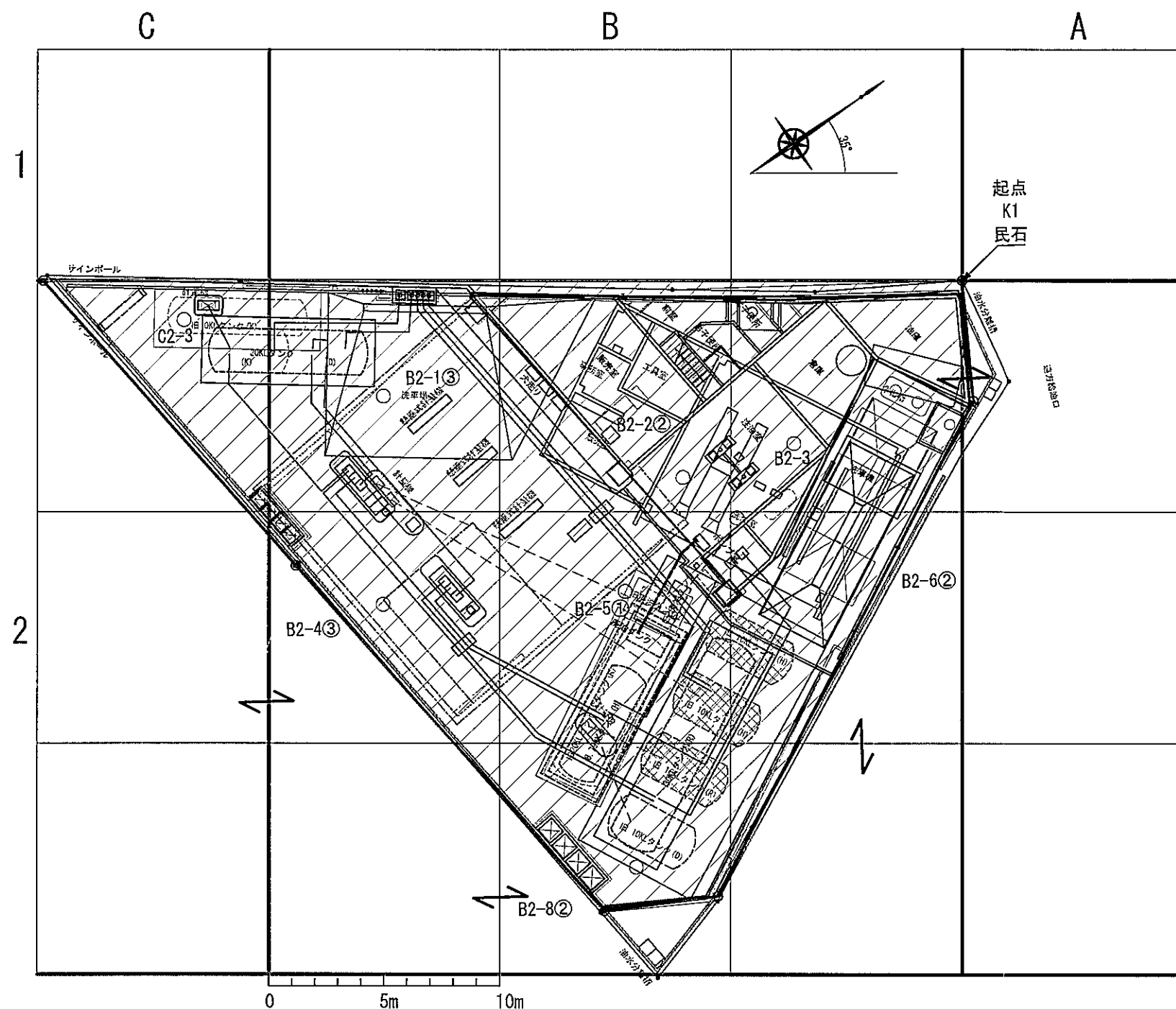
SS設置許可年月日 : 1962年10月16日

SS改造年 : 1989年 2001年

- 油配管 (1989年又は2001年設置)
--- 旧油配管 (1962年設置)
--- 旧油配管 (鉛対象、1962年設置)

鉛の汚染のおそれがある地下タンク

測量成果による敷地境界、タンク等の位置



B2-1① : 調査地点番号 8地点

→ : 統合した単位区画

※標準断面図使用 : 配管, 旧配管, 廃油タンク, 旧1廃油タンク, 旧2廃油タンク
旧10KLタンク, 旧20KLタンク, 8.79KLタンク

※断面図使用 : 20KLタンク, 30KLタンク

※配管, 旧配管底面直下の深度 : 0.15m

※旧1廃油タンク, 旧2廃油タンク, 廃油タンク底面直下の深度 : 2.6m

※旧10KLタンク, 旧20KLタンク底面直下の深度 : 3.4m

※8.79KLタンク底面直下の深度 : 3.4m

※20KLタンク, 30KLタンク底面直下の深度 : 3.5m

※旧10KLタンク : 1962年設置 (鉛対象)

※旧廃油タンク, 旧20KLタンク : 1989年設置

※廃油タンク, 8.79KLタンク, 20KLタンク, 30KLタンク : 2001年設置

※ 地下タンクの油種

R : レギュラーガソリン

H : ハイオクガソリン

D : 軽油

K : 灯油

土壤基準適合区画

土壤基準不適合区画

試料名			土壌	
			ほう素 溶出量 (mg/L)	ほう素 含有量 (mg/kg)
B2-1③, 4③, 8②	土壌	0-0.05m, 0.05-0.5m	< 0.1	< 50
B2-2②	土壌	0-0.05m, 0.05-0.5m	0.16	< 50
B2-3	土壌	0-0.05m, 0.05-0.5m	0.24	< 50
B2-5①	土壌	0-0.05m, 0.05-0.5m	< 0.1	< 50
		0.15-0.65m	< 0.1	< 50
		2.6-3.1m	< 0.1	< 50
B2-6②	土壌	0-0.05m, 0.05-0.5m	0.16	< 50
		0.15-0.65m	< 0.1	< 50
C2-3	土壌	0-0.05m, 0.05-0.5m	< 0.1	< 50
基 準			1以下	4000以下

30m格子での各区画番号

1	2	3
4	5	6
7	8	9

給油所面積 : 638.2㎡ (CAD図より)

SS設置許可年月日 : 1962年10月16日

SS改造年 : 1989年 2001年

—— 油配管 (1989年又は2001年設置)

--- 旧油配管 (1962年設置)

--- 旧油配管 (鉛対象、1962年設置)

鉛の汚染のおそれがある地下タンク

測量成果による敷地境界、タンク等の位置

名 称 八王子SS 土壤汚染状況調査

図面名称 図6.3 土壤分析結果図 (ほう素)